

臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金を支給します

4月からの消費税の引き上げに伴い、所得の低い人や子育て世帯への負担を緩和するため、給付金を支給します。

- **申請期間** 7月10日(木)～平成27年1月9日(金)
- **申請方法** 原則、返信用封筒にて申請してください。
なお、7月中は、合志庁舎と西合志庁舎に「受付窓口」を設置する予定です。
- **支払予定** 第1回……7月25日(金)までの受付分を「8月下旬支払」
第2回……8月15日(金)までの受付分を「9月中旬支払」
第3回……9月5日(金)までの受付分を「10月上旬支払」
第4回……9月26日(金)までの受付分を「10月下旬支払」
※第5回以降の支払いについては、追ってお知らせします。

注意事項

平成26年1月1日時点で本市に住民票がない人の申請は受け付けできません。
平成26年1月1日時点で住所のある市区町村にお尋ねください。
(申請期間は、市区町村により異なりますのでご注意ください)

子育て世帯臨時特例給付金

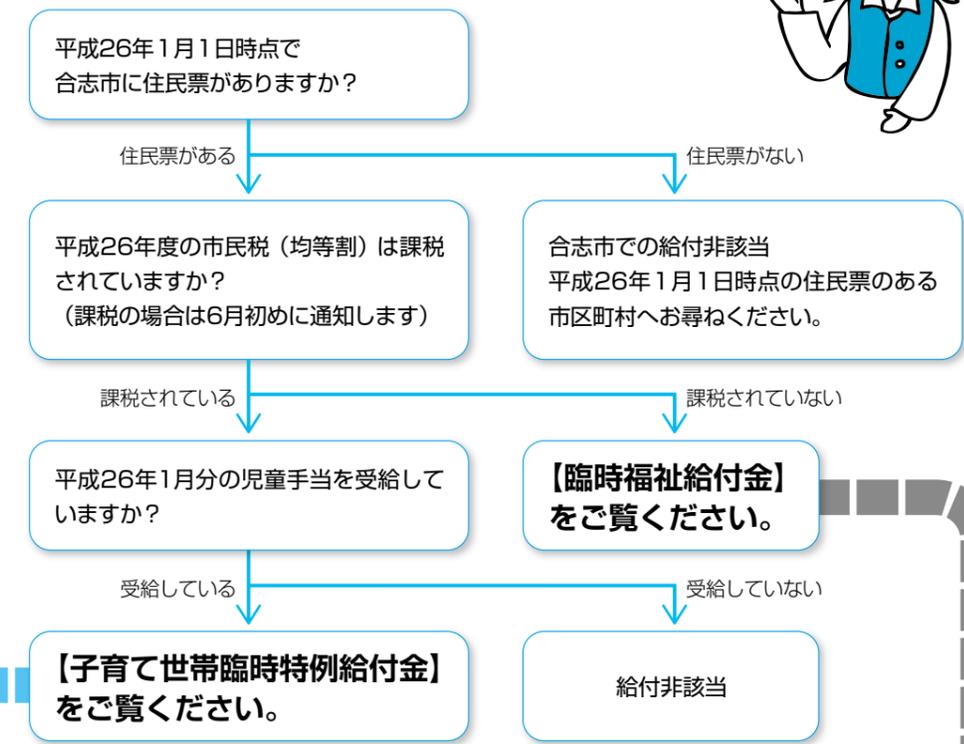
- **給付対象者** (次の要件を全て満たす人)
 - ①平成26年1月分の児童手当・特例給付の受給者
※特例給付とは、所得が高額な人について、児童1人当たり月額5,000円を支給しているものです。
 - ②平成25年の所得が児童手当の所得制限額未満
(平成26年6月以降の特例給付を除く)

【注意】「臨時福祉給付金」の対象児童と生活保護制度の被保護者にあたる児童は除く
- **給付額** 平成26年1月分の児童手当・特例給付の対象児童1人につき10,000円
- **申請書類**
 - ①申請書
 - ②児童手当支払口座以外を希望される場合は下記2点が必要
 - ・本人確認書類(免許証・健康保険証・住民基本台帳カード・旅券などの写し)
 - ・振込先の口座の通帳の写し

※申請書は、7月上旬頃、「平成26年1月児童手当・特例給付受給者」に子育て支援課から郵送します。
※公務員の人へは郵送しませんので、所属庁から発行される「証明書」を添付し、各自申請をお願いします。
- **問い合わせ先** 子育て支援課「子育て世帯臨時特例給付金」窓口(西合志庁舎)
☎242-1159

確認用フローチャート

次のフローチャートで該当・非該当を確認し、どちらか一方を申請してください。



臨時福祉給付金

- **給付対象者** (次の要件を全て満たす人)
 - ①平成26年1月1日時点で本市に住民票がある人
 - ②平成26年度の市民税(均等割)が課税されない人

**【注意】・上記の人であっても、課税されている人の扶養親族は非該当
・生活保護制度の被保護者になっている人は対象外**
- **給付額**
 - ・給付対象者1人につき10,000円
 - ・給付対象者の中で下記に該当する人は、5,000円加算
《高齢基礎年金、障害基礎年金、児童扶養手当 などの受給者》
- **申請書類**
 - ①申請書
 - ②本人確認書類(免許証・健康保険証・住民基本台帳カード・旅券などの写し)
 - ③振込先の口座の通帳の写し

この他、代理申請や加算がある人は追加の添付書類があります。
※申請書は、7月上旬頃、税務課からの「非課税についての通知」に同封します。
- **問い合わせ先** 福祉課「臨時福祉給付金」窓口(西合志庁舎)
☎242-1149